

ProDeploy Additional Deployment Time - Technical Resource

サービス内容

このサービスでは、Dell EMC のテクニカル リソースが製品導入に向けてインストール、導入、設定、および/または検証を行う 8 時間セグメントをお客様に 1 つ提供します。担当テクニカル リソースの割り当ては、お客様の要件に基づいて、Dell EMC が決定します。このサービスを導入などのサービスと併せて提供する場合、インストール、計画および/または導入プロジェクトが適時にもれなく完了するようにします。

プロジェクト範囲

Dell EMC の担当者、または認定パートナー（以下「Dell EMC の担当者」という）がお客様の担当者と緊密に連携して、以下で指定するサービス期間に次のサービス（以下「本サービス」という）を実施します。これは、お客様が本ドキュメントに記載されている「お客様の責任」を満たすことを条件とします。

ProDeploy Additional Deployment Time - Technical Resource

サービスのこの部分では、Dell EMC は次を実施します。

- Dell EMC ベースのソリューションを開発するか、お客様が提供するソリューションの設計を検証する。代表的な設計アクティビティには次のものがあります。
 - ハードウェアおよび/またはソフトウェア コンポーネントの要件の特定。
 - 必要なネットワーク設定、容量、および速度に関する考慮事項の特定。
 - お客様のデータ移行、アーカイブ、および/またはデータ/アプリケーションの可用性に関する要件および考慮事項のレビュー。
 - ソリューションの概要レベルの設計ドキュメントの作成。
 - 必要な次のステップの特定。
- お客様が提供する実装/カットオーバー計画に関するレビューとコンサルティングを実施します。
- サイト監査を実施します。
- サポート対象のハードウェア プラットフォームを設置/撤去します。
- オートコール/Connect Home テクノロジーを設定します。
- 問題が Dell EMC 以外の製品に関連するものかどうかを判断するための診断を実行します。
- 構成に変更を加えます。
- 製品の再認定を行います。

- 実装された製品と機能に関する基本的な知識の伝達をします。
- 必要に応じて、前述以外のサービス アクティビティを実行します。

すべてのサービスに含まれる次のアクティビティは、プロジェクトの開始、計画、実行、終了の管理（デリバリーソースの調整および関係者との通信を含む）に焦点を当てています。

- プロジェクトに割り当てられた Dell EMC リソースを管理します。
- 契約のプロセスとスケジュールを決定します。
- クリティカル パス イベントとマイルストーンを設定した概要レベルのプロジェクト プランを作成します。

成果物

お客様に本サービスに関連する次の成果物を提供します。

- 成果物なし

Dell EMC 担当者のアサイン

Dell EMC は、前述「プロジェクト範囲」のセクションに記載したサービスを実施するために、オンサイト担当者、オフサイト担当者、もしくは、認定パートナーをアサインします。

お客様の責任

本ドキュメントに定められているサービスを実施するには、お客様が Dell EMC に対してオフィスの設備、施設、機器、サポート、連携、お客様の責任者/エージェント/従業員からの完全かつ正確な情報とデータ、適切に構成されたコンピューター製品、ネットワークへのアクセスをタイムリーにプロビジョニングすることが不可欠です。お客様は、サービスの開始前に、お客様のデータがすべてバックアップされていることを確認する責任があります。Dell EMC は、サービスに関連して発生したデータの消失、データへのアクセスの消失、リカバリ不可能なデータについてのいかなる責任も負いません。

サービス期間

想定されるサービスの開始日は、本サービスに関するお客様の注文書を Dell EMC が受領し承認してから 2 週間以内、または相互に合意した開始日となります。

お客様は、Dell EMC の発行した請求書の日付から 12 か月間は本サービスブリーフに記述したサービスを利用することができます（サービス期間）。サービスは、Dell EMC による別段の合意がない限り、サービス期間の最終日に自動的に失効します。ただし、Dell EMC とお客様が適用法を順守することを条件とし、これらのサービスの購入を承認する本条項とお客様のマスター契約との間に矛盾が生じた場合、マスター契約が、このサービスブリーフよりも優先されます。このサービスブリーフに記載されているサービスの範囲の完了、および、該当する場合、お客様への成果物の提供は、お客様が受けるサービスについての見積書または請求書に記載されている時間または時間数にかかわらず、サービスの完全な履行がなされているものとします。Dell EMC とお客様の間での別段の合意がない限り、いかなる状況においても、お客様はサービスの未使用部分のクレジ

ットまたは払い戻しを受ける権利を有しません。また、Dell EMC とお客様が適用法を順守することを条件とします。また、この規定とこれらのサービスの購入を許可するお客様のマスター契約との間に矛盾がある場合、マスター契約がこのサービス ブリーフよりも優先されます。

サービス範囲の変更

本サービス、スケジュール、料金、本サービスブリーフに対する変更については、Dell EMC とお客様が書面により相互に合意することが必要です。変更された内容の範囲により、Dell EMC は、変更内容、提示された変更による料金およびスケジュールへの影響、その他の関連する項目を詳細に記述したプロフェッショナル サービス SOW を別途作成し、書面による相互の合意を要求する場合があります。

サービス範囲の除外事項

Dell EMC は、本サービスブリーフ内に記載されたサービスの実施に関する責任を負います。他のすべてのサービス、作業は範囲外と見なします。

お客様は、Dell EMC にアクセスを許可するすべてのシステムで常に最新バージョンのウイルス対策アプリケーションを実行し、Dell EMC に提供するすべての提供物とメディアをスキャンするものとします。お客様はデータの妥当なデータ バックアップ手段を採用する必要があり、特に、1 日 1 回のバックアップ プロセスを定め、Dell EMC がお客様の本番稼働システムに対して修復、アップグレード、その他の作業を実施する前に、関連データのバックアップを実行するものとします。データ消失に関する Dell EMC の責任が既存の契約または本ドキュメントに基づき除外されない限りにおいて、Dell EMC がデータ消失に対して負う責任は、お客様がデータを適切にバックアップしていた場合でも発生したであろう標準的なデータ リカバリ作業に限られます。

固定価格のサービス料金および請求スケジュール

本サービスブリーフに記載されたサービスは、サービス プロバイダーの通常営業時間内の連続した数日間（祝日を除く月曜日～金曜日、午前 9 時～午後 5 時 30 分）に実施されます。ただし、一部のサービスは、実行されているサービス（オンサイトのハードウェア導入など）の性質上、通常の営業時間外に提供するようにサービス プロバイダーがスケジュール設定することが必要になる場合があります。

本サービスブリーフに記載されたサービスは、該当するサービス プロバイダーの見積りに指定された料金に基づいて、「固定価格」で実施されます。

このサービスは、サービス プロバイダーの標準デリバリー モデル（オンサイトとオフサイトの両方またはいずれか一方でのサービス提供を含む場合がある）によって実施されます。これとは異なるデリバリー モデルをお客様が必要とされる場合、その料金、費用、作業とスケジュール両方またはいずれか一方の範囲は、前述の「サービス範囲の変更」に従って変更されるものとします。お客様が、それらの変更を、「サービス範囲の変更」の手順にしたがって実施することに同意しない場合、サービス プロバイダーとお客様は、本サービスにサービス プロバイダーの標準のデリバリー モデルが適用されることに同意したものと見なします。

請求書は、サービス プロバイダーがお客様の購入オーダーを受領し承認した時点で発行されます。

お客様は、サービス範囲の変更または除外事項について、それに関連する追加料金をサービス プロバイダーが請求することを認め、これを支払うものとします。

プロフェッショナル サービス利用条件

本ドキュメントは、以下の該当する販売の説明で定義されているお客様（以下「お客様」という）とセールス オーダーに記載されているDell EMCセールス エンティティ（以下「Dell EMC」という）の間のドキュメントとなり、お客様がDell EMCに対して提供を依頼しているサービスに関するビジネス パラメーターおよびその他の事項を規定します。

Dell EMCからお客様への直販：本ドキュメントおよび、ここで説明するサービスの実施は、(i)お客様とDell EMCの間の最新の署名済みプロフェッショナル サービス契約（以下「既存の契約」という）で適用するように指定された利用条件、または(ii)該当する契約が存在しない場合は、以下に指定するプロフェッショナル サービスのDell EMC標準利用条件の対象です。本ドキュメントと既存の契約の間に競合がある場合は、本ドキュメントが適用されるものとします。

認定Dell EMCリセラーによるお客様への販売：お客様が、ここで説明するサービスを認定Dell EMCリセラーから購入している場合、本ドキュメントは、説明と情報の提供のみを目的とするものとし、契約関係を確立することはありません。また、お客様とDell EMCの間での権利と義務のいずれも確立しません。このようなサービスには、お客様とお客様の認定Dell EMCリセラーの間の契約のみが適用されます。Dell EMCでは、本ドキュメントを提供することを、お客様の認定Dell EMCリセラーに許可しています。お客様の認定Dell EMCリセラーは、Dell EMCとの調整により、このようなサービスの一部または全部をリセラー自身で実施する場合があります。

Dell EMCから認定Dell EMCリセラーへの販売：本ドキュメントおよびここで説明するサービスの実施は、以下の契約に指定された、お客様（以下「パートナー様」という）とDell EMCの間のプロフェッショナル サービス契約の利用条件の対象です。(i)存在する場合は、製品およびサービスの署名済み発注契約、または、(ii)存在する場合は、適用可能な署名済みスタンダードプロフェッショナル サービス契約（以下「PSA」という）。上記の両方が存在する場合は、より新しい発効日のものが適用されます。または、(iii)上記の契約のいずれも存在しない場合は、以下に指定するプロフェッショナル サービスのDell EMC標準利用条件。パートナー様は、以下を了承し、これに同意するものとします。(a)ここで説明するサービスの、パートナー様とそれのお客様（以下「エンド ユーザー」という）との契約は、Dell EMCの契約ではありません。(b)パートナー様には、Dell EMCにより別途、書面で明示的に同意されていない限り、Dell EMCに義務を負わせる権利と権限のいずれもありません。また、パートナー様は、Dell EMCに義務を負わせることをそれ以外の方法で表明せず、主張しないものとします。(c)エンド ユーザーは、本ドキュメントと、Dell EMCとパートナー様の間の他の契約のいずれについても第三者受益者ではありません。(d)本ドキュメントで「お客様」と言う場合はすべて、サービスを購入しているパートナー様を意味します。および(e)Dell EMCによるサービスの提供がパートナー様の義務によって左右される場合、その義務は、エンド ユーザーへのサービスの提供に関して、エンド ユーザーにも適用される可能性があります。パートナー様は、該当する場合は、このようなエンド ユーザーが必ず、このような義務を果たすようにするものとします。エンド ユーザーがこのような義務を果たすことができない場合、Dell EMCは、その結果としてDell EMCが果たせない義務についての責任を負わないものとします。本ドキュメントと、前述の(i)および(ii)で述べた契約の間に競合がある場合は、本ドキュメントが適用されるものとします。

以下の利用条件が本ドキュメントに適用されます。

1.1 契約期間および終了。本ドキュメントは、前述の「サービス スケジュール」セクションで指定された日付に開始され、規定違反による終了の場合を除き、その期間中継続します。当事者は、他方の当事者による本ドキュメントの重要な規定に対する違反が疑われる場合には、他方の当事者に書面で通知するものとします。通知を受けた他方の当事者は、当該通知を受け取った日から30日以内（「是正期間」）にこれを是正するものとします。当該通知を受けた他方の当事者が是正期間中に是正を行わない場合、当該通知を送った当事者は、相手方に書面で通知することにより契約を終了させることができるものと、この通知の受領をもってその効力が生じるものとします。

1.2 提供物の著作権または使用権の付与。お客様がDell EMCに対し支払い義務のあるすべての金額を支払う事を条件として、各当事者は、(i) 本契約におけるDell EMCの履行義務において、お客様に対してDell EMCが準備、および提供する書面での報告書、分析書、その他の書類によってのみ構成される成果物（以下に定義）の部分に対するすべての著作権をお客様が保有すること、(ii) スクリプトおよびコードで構成される成果物の部分について、以下で考慮するお客様の社内業務運営において使用し、複製し、派生物を作成するための（二次許諾の権利なし）非独占的、譲渡不可、取消不能恒久的（本ドキュメントの規定に違反した場合を除く）権利をDell EMCがお客様に対して付与すること、に合意するものとします。本項で付与される使用権は、(a) お客様が提供する資料、(b) 別途の契約に基づき使用許諾を受けたあるいは提供された、その他のDell EMC製品や品目には適用されません。「成果物」とは、本ドキュメントにおける義務履行のフレームワーク内でDell EMCがお客様に提供する報告、分析、スクリプト、コード、その他の作業成果物を意味します。

1.2.1 お客様が提供する資料。お客様は、Dell EMCがサービスを実施するためにお客様がDell EMCに提供する資料のいかなる権利も放棄することはありません。その中のお客様の財産権（以下に定義）につき、お客様はDell EMCに対し、本契約におけるDell EMCの義務履行においてお客様の便益のためのみに使用する、非独占的、譲渡不可な使用権を付与します。

1.2.2 財産的権利の留保。他方の当事者に明示的に付与していないすべての財産権は、各当事者自身が保有します。Dell EMCは、本契約に従って提供される提供物またはサービスに類似したサービスや製品の開発、使用、マーケティングにおいて制限を受けたいものと、またお客様に対するDell EMCの守秘義務を条件に、他のプロジェクトでの提供物の使用、または類似のサービスの実施においても制限されたいものとします。「財産権」とは、当事者のすべての特許権、著作権、企業秘密、方法論、アイデア、概念、発明、ノウハウ、テクニク、またはその他の知的財産権を意味します。

1.3 機密情報および公開。「機密情報」とは、「機密」、「専有」、またはそれと類似の表示がなされた情報、その特性によって機密であると分類される情報、または口頭で開示された場合は開示時点で機密として特定された情報でその後2週間以内にまとめられ適切に機密でなされる旨ラベルづけされた実体のある形態で提供される情報、を意味します。機密情報には、(i) 開示当事者から受け取る前に受領当事者が守秘義務を課せられることなく正当に所有していた情報、(ii) 公知である情報、(iii) 守秘の制限を受けることなく第三者から受領当事者に正当に提供された情報、(iv) 開示当事者の機密情報を参照することなく受領当事者が独自に開発した情報、は含まれません。各当事者は、(a) 本契約における権利の行使または義務の履行目的においてのみ他方の当事者の機密情報を使用するものと、(b) 他方の当事者によって開示されたいかなる機密情報も開示された日から3年を経過するまで、いかなる第三者へも開示せず、受領者が同様の特性および重要性を持つ自身の情報を保護するために払うのと同基準の注意を払い、相当な注意を下回らないものとします。ただし、(1) Dell EMCがサービスの提供に関連してアクセスしたお客様データは、前述に明示された例外事項のいずれかが適用されるまで機密情報として保持され、また (2) 受領当事者は、Dell EMCの財産権の全体もしくは一部を構成する、あるいは含む、または明らかにしている機密情報を、いかなるときにも開示しないものとします。前述の定めにかかわらず、受領当事者は機密情報を、(A) 本契約における義務の履行または権利の行使の目的で、自己の関連会社が前述の定めに基づいていう条件の下に、関連会社（以下に定義）に対して開示でき、また (B) 法的に要求される範囲（受領当事者が開示当事者に速やかに通知することが条件）において開示することができます。「関連会社」は、Dell EMCまたはお客様が支配する、Dell EMCまたはお客様を支配する、もしくは「共通」の支配下にある法人組織を意味します。「支配」とは、議決権または持分の過半数を所有していることを意味します。各当事者は、他方の当事者の書面による事前承認を得ることなく、本ドキュメントに何らかの形で関連する書面の広報、ニュース リリース、マーケティング資料、その他の刊行物や公式発表を考案、創作、発行、公開してはならず、また第三者に対してこれらの行為を許可または援助してはならないものとします。ただし、各当事者は当該事前承認を合理的な理由なしに保留しないものとします。

1.4 支払い。お客様は、Dell EMCの請求日から30日以内にDell EMCの請求書に記載された通貨でDell EMCからの請求額全額を支払うものとし、それ以降は月利1.5%または合法的な利率のいずれか低いほうを加算されます。本契約に従った請求には、お客様の注文書によって生じる付加価値税（VAT）、物品販売税、使用税、物品税、源泉徴収税、動産税、消費税、課税、関税は含まれておらず、これらすべてはお客様がDell EMCに支払うか、または返済するものとします。ただし、Dell EMCの純利益に基づく税金はこの限りではありません。お客様が税金を源泉徴収する必要がある場合、お客様は源泉徴収票をDell EMC (tax@emc.com) に転送するものとします。

1.5 保証、保証の免責事項。Dell EMCは、一般的に公正妥当なものとして業界で認められている水準に従って、標準的な技術でサービスを実施します。お客様は、サービスの実施に不履行があった場合、サービス適用期間の実施後10日以内にDell EMCに通知する必要があります。Dell EMCによるそのような実施の不履行に対する、Dell EMCの全責任およびお客様単独の救済手段は、Dell EMCの自らの選択により、(i) そのような不履行を是正すること、または (ii) 本ドキュメントを終了させ、受領済みの料金のうち、そのような不履行に対応する金額を払い戻すことにより、果たされるものとします。本項で明示的に記述され、また適用法で認められている限りの保証を除き、Dell EMC（サプライヤーを含む）は書面または口頭を問わず、明示的なその他のいかなる保証も行わず、すべての黙示的保証を否認します。適用法で認められる限り、市場性、特定目的に対する適合性、権原、非侵害に関する黙示的保証、および法、法の作用、取引もしくは履行の過程、または商慣習から生じた一切の保証ならを含む、他のすべての保証は明確に除外されます。

1.6 責任の制限。本ドキュメントまたはそれに従って提供されるサービスに関連または起因し、またはそれに関連して生じたいかなる種類の申し立てに関しても、Dell EMCの全責任およびお客様の唯一かつ排他的な救済手段は、Dell EMCの単独の過失に起因することが証明された直接損害に限定されるものとし、本契約に従って提供されたサービスの対価としてDell EMCに支払われた金額をその上限とします。Dell EMCの知的財産権への侵害についての申し立てを除き、いずれの当事者も他方の当事者に対し、いかなる特別損害、結果的損害、懲罰的損害、付随的損害、間接的損害について、逸失利益、データの消滅または利用機会の逸失に因る損害を含むが、それらに限定されず、事前に予見可能であった場合でも、責任を負わないものとします。

1.7 準則。各当事者は、本契約において、独立した契約当事者として行動するものとします。本契約のいかなる規定も、目的の如何を問わず、いずれかの当事者を他方当事者の代理人または代表者に指名したり、または両当事者を合併事業参加者またはパートナーに定めるものとは解釈されないものとします。いずれの当事者も、他方の当事者の行為または不作為について責任を負わないものとし、またいずれの当事者も、他方の当事者からの事前の書面による承認なしに、いかなる方法においても他方の当事者を代弁または代表したり、他方の当事者に義務を負わせたたりする権限はありません。各当事者は適用されるすべての輸出法、輸出令、輸出規制を遵守し、すべての必要な政府による認可、ライセンス、認可を得るものとします。米国の輸出法を含めて米国の法律に反する転用は、明示的に禁止されます。本ドキュメントは、法に抵触する場合を除き、米国内で行われる取引ではマサチューセッツ州の法律が適用され、米国外で行われる取引ではDell EMCの法人が置かれている国の法律が適用されるものとします。商品の国際物品売買契約に関する国際連合条約は適用されません。

Copyright © 2019 Dell Inc. その関連会社。All rights reserved.（不許複製・禁無断転載） Dell、EMC、Dell EMC、および Dell または EMC が提供する製品及びサービスにかかる商標は Dell Inc.またはその関連会社の商標又は登録商標です。その他の商標は、各社の商標又は登録商標です。